

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

| 連 結 事 業 年 度 | : | : | 法人名 | |
|---|----|-----|---|----|
| 地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算 | | | | |
| 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「5」の合計) (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0) | 1 | 人 | 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | 円 |
| 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「11」の合計) (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0) | 2 | | 税 額 控 除 限 度 額 (6) ≥ 8 % 又は (5) = 0 の場合 $60\text{万円} \times (10) + 50\text{万円} \times ((14) + (20))$ | 23 |
| 調 整 後 の 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 ((1)と(2)のうち少ない数) | 3 | | 5 % ≤ (6) < 8 % の場合 $30\text{万円} \times ((10) + (12)) + 20\text{万円} \times ((14) + (20) + ((16) + (22))) \times 1.5$ | 24 |
| 調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」) | 4 | 円 | (6) < 5 % の場合 $30\text{万円} \times (10) + 20\text{万円} \times ((14) + (20))$ | 25 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 税 額 控 除 限 度 額 (23)、(24)又は(25) ((7) < (8)の場合は0) | 26 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 基 準 額 $(4) \times \frac{20}{100}$ | 27 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((26)と(27)のうち少ない金額) | 28 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | 人 | 個 別 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計) | 29 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 ((3)と(29)のうち少ない数) | 30 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 個 別 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計) | 31 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 ((30)と(31)のうち少ない数) | 32 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 調 整 新 規 雇 用 者 総 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「20」の合計) (マイナスの場合は0) | 33 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 個 別 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計) | 34 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 対 象 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 (((3) - (33))と(34)のうち少ない数) | 35 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 個 別 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計) | 36 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ((35)と(36)のうち少ない数) | 37 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | 円 | 税 額 控 除 限 度 額 $30\text{万円} \times (30) + 20\text{万円} \times ((32) + (35) + (37))$ | 38 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 基 準 額 $(4) \times \frac{20}{100}$ | 39 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((38)と(39)のうち少ない金額) | 40 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 控 除 可 能 額 (28)又は(40) | 41 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑬」) | 42 |
| 特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 計 算 | | | 当 期 税 額 控 除 額 ((41) - (42)) | 43 |
| 地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算 | | | | |
| 地 方 事 業 所 特 别 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「32」の合計) | 44 | 内 人 | 当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((45)と(46)のうち少ない金額) | 47 |
| 地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 (30万円又は40万円) × ((44) - (44の内書)) + (20万円 又は30万円) × (44の内書) + (各連結法人の別表六の二 (十七)付表二「12」の合計) | 45 | 円 | 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑭」) | 48 |
| 差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (27)又は(39) - (別表六の二(十六)「16」) - (41) | 46 | | 当 期 税 額 控 除 額 (47) - (48) | 49 |
| 法 人 税 额 の 特 别 控 除 額 (43) + (49) | | | | 50 |